

市会傍聴における手話通訳・要約筆記通訳の実施に関する 理事会協議結果（7月10日）

1 趣旨

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「横浜市会傍聴規則」の規定の趣旨を踏まえ、会議の傍聴にあたって手話通訳・要約筆記通訳が必要な方への基本的な対応を整理します。

2 手話通訳・要約筆記通訳の実施内容（案）

(1) 対象会議

本会議

※本会議以外の会議について要望があった場合は、モニターテレビが設置された会議室で通訳対応を行います。

(2) 実施場所

傍聴席

(3) 実施方法

希望する方からの事前申請に基づき、議会局が手話通訳者又は要約筆記通訳者の手配を行います（手話通訳者・要約筆記者の派遣を専門の事業者に依頼します。）。

(4) 申請期限

傍聴を希望する日の7日前（本市の休日を除く）までに申請

※ただし、7日前は通訳者を確保するための目安であり、これ以降の申請についても、専門事業者への派遣依頼・調整を行います。

(5) 実施時期

平成30年第3回市会定例会から

(6) 規定の整備

実施に係る必要事項を定めるため、実施要綱（別紙）を制定します。

【参考 1】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

横浜市会傍聴規則（抜粋）

（合理的な配慮を必要とする者への対応）

第 11 条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

【参考 2】

これまでの市会傍聴における身体に障害のある方への配慮

平成 15 年第 2 回定例会～ 車いすでの傍聴に対応

平成 28 年第 2 回定例会～ 補助犬（聴導犬・盲導犬・介助犬）を同伴した傍聴のほか、つえ（白杖含む）を携帯しての傍聴に対応

横浜市会傍聴人に対する手話通訳及び要約筆記通訳実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第2号）に基づく傍聴における手話通訳及び要約筆記通訳（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる会議）

第2条 手話通訳等を実施する会議は、本会議とする。

（条件）

第3条 手話通訳等は、会議を傍聴しようとする聴覚に障害のある者（以下「聴覚障害者」という。）による横浜市会議長（以下「議長」という。）への申請に基づき行うものとする。

2 前項の手話通訳等は、申請した聴覚障害者の傍聴時に限り行うものとする。

（申請手続）

第4条 手話通訳等の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、傍聴予定日の7日前の日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54条）第1条第1項に規定する本市の休日は算入しない。）までに、手話通訳・要約筆記通訳申請書（別記様式）を、議会局総務課を經由して議長へ提出しなければならない。

（申請の変更及び取下げ）

第5条 申請者は、申請を変更し、又は取り下げる場合は、速やかに議会局総務課へ連絡しなければならない。

（手話通訳者等の確保）

第6条 議会局総務課は、申請書の提出があった場合は、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者として指定を受けた事業者に依頼し、手話通訳者及び要約筆記通訳者（以下「手話通訳者等」という。）の確保に努めるものとする。

2 議会局総務課は、手話通訳者等の確保の可否が判明したときは、速やかにその旨を申請者に連絡するものとする。

(手話通訳等の実施場所)

第7条 手話通訳等は、傍聴席の所定の場所で行うものとする。

2 要約筆記通訳のためにパソコン等の使用を必要とする場合においては、その使用について議長の許可があったものとみなす。この場合において、要約筆記通訳者は、所定の場所に限り、パソコン等を使用することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別記様式)

手話通訳・要約筆記通訳申請書

年 月 日

(提出先)

横浜市会議長

申請者 住 所

氏 名

横浜市会を傍聴するに当たり、次のとおり手話通訳・要約筆記通訳を申請します。

傍 聴 予 定 日	年 月 日 ()	
傍 聴 予 定 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
希望する通訳方法 (希望する方法に○)	手話通訳	要約筆記通訳 (ノートテイク・パソコン通訳)
手話通訳等を必要とする傍聴人数	人	
連 絡 方 法 (希望する欄に記入) ※記載のない場合は郵送します	F A X 番 号	
	Eメールアドレス	
	電 話 番 号	

※申請書の提出について

- ・傍聴予定日の7日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。)までに議会局あて御提出ください。
- ・FAX、Eメール、電話、郵送による申請も可能です。
- ・手話通訳者等の確保の可否については、判明次第、速やかに御連絡します。

※申請書の提出先

横浜市議会局総務課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話番号：045(671)3041

FAX番号：045(681)7388

Eメール：gi-kouhou@city.yokohama.jp